

# 城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業募集要項

令和6年11月  
(令和7年1月修正)  
城陽市上下水道部

# 目 次

第1章 事業の目的、概要	1
1 本事業の背景・目的	1
2 事業名称	1
3 対象業務	1
4 業務委託の方式	2
5 要求水準	2
6 委託期間	2
7 本事業の引継ぎ	2
8 業務におけるリスク負担	2
9 非常事態等発生時における役割分担	2
10 プロフィットシェアの導入	3
第2章 事業者の選定に関する事項	4
1 参加資格に関する事項	4
(1) 用語の定義	4
(2) 応募者の構成等	4
(3) 応募者の参加資格要件	5
(4) 参加資格確認基準日	6
(5) 参加にあたっての留意事項	6
2 事業開始までのスケジュール（予定）	8
3 参加手続き	8
(1) 募集要項等資料の公表	8
(2) 参考資料の配布	8
(3) 質問の受付及び回答	9
(4) 参加資格確認申請書	9
(5) 参加資格確認審査結果の通知	9
(6) 現地確認	10
(7) 参加の辞退	10
(8) 提案審査書類の提出	10
4 事業計画額の積算	11
(1) 価格提案における見積上限額	11
(2) 見積もりにあたっての留意事項	11
5 優先交渉事業者選定手続き	12
(1) 選定方式及び提案審査の方法	12
(2) 選定結果の通知および公表	12
(3) その他留意点	12

第3章 契約の締結 .....	14
1 契約等の締結 .....	14
(1) 基本協定及び契約の締結 .....	14
(2) 次点者との契約交渉 .....	14
別紙1 リスクの負担区分 .....	15
別紙2 非常事態等発生時における役割分担 .....	18
別紙3 修繕費用の取扱い .....	20
別紙4 物価等の変動に伴う委託費の変更 .....	21
別冊1 城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業審査書類作成 要領	
別冊2 城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業様式集	
別冊3 城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業提案審査基準	

本募集要項は、「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業」（以下「本事業」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定することとして、その募集について必要な事項を定めるものである。

本事業に応募を希望する者は、この要項に沿って、本事業の目的にあった条件で、応募資料の作成等を行うものとする。

## 第1章 事業の目的、概要

### 1 本事業の背景・目的

城陽市公営企業（以下「市」という。）では、平成30年に策定（令和5年12月改定）した「城陽市水道事業ビジョン」を指針として水道事業を、また、令和3年に策定した「城陽市下水道事業ビジョン」を指針として公共下水道事業（汚水）を運営しているところであるが、いずれの事業においても人口減少などに伴う収益の減少や老朽化等による施設更新費用の増大、また担い手となる職員の減少など、事業の継続にあたって多くの課題を抱えている。

そのような中、民間企業による創意工夫や経験、ノウハウ等を活用した業務の効率化、市民サービスの向上、水道事業及び下水道事業の持続性確保のため、国が推進する管理・更新一体マネジメント方式によるウォーターPPP（レベル3.5）の枠組みに沿って包括的民間委託を実施する。

### 2 事業名称

「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業」

### 3 対象業務

本事業対象業務については、以下のとおりである。なお、各業務に関する詳細は、「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に記載する。

- ① 水道施設関連業務（水量管理業務、浄水施設等運転管理業務、浄水施設等維持管理業務）
- ② 下水道施設関連業務（下水道施設維持管理業務）
- ③ 運営業務（受付業務（窓口・電話・電子メール・市ホームページ等）、開閉栓業務、市収入金の収納業務、検針業務、未納対応業務、停水対応業務、検満・故障量水器取替業務、量水器管理業務、給水装置業務、排水設備業務、上下水道施設の埋設管調査対応業務）
- ④ 時間外受付業務
- ⑤ 水道施設整備実施計画更新原案作成業務
- ⑥ 下水道施設更新計画原案作成業務
- ⑦ 危機管理業務
- ⑧ その他業務（広報広聴協力業務、研修業務、立入検査協力対応業務、城陽市上下水道事業標準業務フローの修正業務、引継ぎ業務）

#### 4 業務委託の方式

「3 対象業務」に挙げる水道事業及び下水道事業の施設管理等の業務を、国が推進する管理・更新一体マネジメント方式のウォーターPPP（レベル3.5）の枠組みに沿って、一括して受託事業者に委託する包括的民間委託として実施する。

なお、水道事業及び下水道事業者としての事業主体、事業経営及び施設保有は市に残す。

水道料金・下水道使用料は受託事業者が収納に係る業務を行い、市が収入することとし、事業運営等に係る費用については、市が委託費として、受託事業者に支払う。

包括的民間委託については、水道法第24条の3に規定する第三者委託とはしない。

#### 5 要求水準

委託する業務内容及び業務実施に必要な要件等、並びに受託事業者が満たすべき業務の水準は要求水準書で示す。なお、受託事業者による事業開始後、必要に応じて要求水準書を見直し、契約を変更することができるものとする。

#### 6 委託期間

本事業の委託期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

#### 7 本事業の引継ぎ

市から受託事業者への業務の引継ぎは、水道事業及び下水道事業を安全・安心・安定的に実施するための重要な要素であることから、必要な期間（最長5カ月間）を受託事業者と協議のうえ決定し、引継ぎを実施するものとする。

なお、受託事業者に生じる引継業務に要する費用は、市と受託事業者が協議の上、本事業に係る委託料とは別に、令和7年度予算から業務引継委託料として受託事業者に支払うものとする。

#### 8 業務におけるリスク負担

本事業におけるリスク負担の考え方は、市と受託事業者が対象業務の範囲において各々が担う業務について適正にリスクを負担することにより、責任の所在を明確にし、より質の高いサービスの提供をめざすものである。

想定されるリスクの負担については、別紙1「リスクの負担区分」によることとし、応募者は、受託事業者のリスク負担を想定したうえで提案を行うものとする。

#### 9 非常事態等発生時における役割分担

本事業実施時における自然災害やその他の非常事態等の発生時には、市と受託事業者各々が役割分担に応じて適切な対応を図り、その被害を最小限にとどめようとするものである。

想定される非常事態等発生時における役割分担については、別紙２「非常事態等発生時における役割分担」によることとし、応募者は、非常事態等発生時における受託事業者の役割分担を想定したうえで提案を行うものとする。

## 10 プロフィットシェアの導入

事業の実施にあたり、ライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することとする。技術革新や創意工夫により生まれるコスト削減分（プロフィット）については、市と受託事業者とでそれぞれの事案毎に別途協議の上シェアすることとする。

なお、プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後V E方式を想定している。

## 第2章 事業者の選定に関する事項

### 1 参加資格に関する事項

#### (1) 用語の定義

- 単独企業 : 本事業に単独で応募する企業等をいう。
- 応募グループ : 本事業に複数の企業等で構成して応募する団体をいう。
- 代表企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、当該応募グループを代表する企業等をいう。
- 構成企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、代表企業以外の企業等をいう。
- 優先交渉事業者 : 市による選定の結果、本事業を委託する相手方として選定した単独企業又は応募グループをいう。市と優先交渉事業者は本事業に係る基本協定を締結する。
- 受託事業者 : 市と本事業の委託契約を締結し、本事業を遂行する単独企業又は共同企業体をいう。
- 共同企業体 : 応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう。

#### (2) 応募者の構成等

- ア 応募の形態は、単独企業による応募又は応募グループ（構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して構成企業はそれぞれ適切な役割を担うこと。）による応募のいずれも可とする。なお、応募グループを優先交渉事業者として決定した場合、委託時には共同企業体として業務を行うこととして応募すること。
- イ 応募グループで応募する場合は、代表企業1社を定めることとする。
- ウ 代表企業は、本事業の応募から委託契約の締結に至る手続きを代表して行う。構成企業が、代表者の代わりに手続きを行うことはできない。
- エ 一つの企業が重複して異なる応募グループ、または、単独企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が代表企業又は構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。
- オ 異なる応募グループの構成企業間、又、単独企業と他の応募グループの構成企業の間以下に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

##### (ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。但し、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続

き中の会社（以下「更生会社等」という。以下同じ。）である場合を除く。

① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。但し、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

① 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記の(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 本事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）提出後から優先交渉事業者との委託契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合には、担う予定であった業務について新たに資格要件を満たす企業がこれに代わることで、市がやむを得ないと認めた場合に限り、これを認める。

### (3) 応募者の参加資格要件

次の項目のうち、アからエまでの要件は、単独企業、代表企業及び全ての構成企業が満たさなければならない。オの要件は、応募者が単独企業の場合は単独企業が、応募グループの場合は代表企業が満たさなければならない。また、カ及びキの要件は、代表者が単独企業の場合は単独企業が、応募グループの場合は代表企業又は構成企業のうち1者以上が満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

イ 城陽市の指名停止期間中の者でないこと。

ウ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

(ア) 会社更生法第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（但し、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

(イ) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であつ

て、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)に該当しないこと。

- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (イ) 法人の役員もしくはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)に定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

オ 単独企業及び応募グループの代表企業は、城陽市の令和5・6年度業者指名受付簿に登載されている者であること。

カ 日本国内において、水道事業者又は水道用水供給事業者が発注する1日あたりの施設能力が20,000m<sup>3</sup>以上、かつ急速ろ過池を有する浄水場の運転管理業務を、同一発注者で、契約満了時点で延べ10年以上となる受託契約を締結(現在履行中のものを含む。)した実績を有すること。

キ 日本国内において、給水人口70,000人以上の水道事業の窓口・電話等の受付対応業務、開閉栓業務、市収入金の収納業務、検針業務、未納対応業務、停水対応業務を、契約満了時点で延べ10年以上(※)となる受託契約を締結(現在履行中のものを含む。)した実績を有すること。

(※) 10年のカウントは、必ずしも同一団体である必要はない。

#### (4) 参加資格確認基準日

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする。
- イ 参加資格確認基準日から優先交渉事業者決定までの間、単独企業又は応募グループを構成する企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、市は当該単独企業又は応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。

なお、(2)カのただし書きを適用した場合には除外しない。

#### (5) 参加にあたっての留意事項

- ア 公正性の確保  
参加資格確認申請書を提出した応募者(以下「応募企業」という。)は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 募集の中止等  
市は、次の場合には、当該応募企業を参加させず、又は募集の延期もしくは

は中止することができるものとする。この場合において、応募企業が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責を負わない。

(7) 応募企業の不穏な行動を確認する等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

(イ) 天災、その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

ウ 応募企業は参加資格確認申請書の提出により、市は応募企業が募集要項等の記載内容を承諾したものとみなすものとする。

エ 参加資格確認申請書や提案審査書類作成要領に定める審査書類（以下「提案審査書類」という。）の作成及び提出に係る費用、プレゼンテーション及びヒアリングに係る費用は、応募企業の負担とする。

オ 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

参加に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 参加資格確認申請書について、提出期限経過後の差替、訂正、再提出は認めない。

キ 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

ク 募集要項等に定めるもののほか、提出にあたって必要な事項が生じた場合には、応募企業に通知する。

## 2 事業開始までのスケジュール（予定）

項 目	実 施 時 期
募集要項等資料の公表	令和6年11月8日
質問の受付	11月8日～11月22日
質問への回答	12月27日まで随時
参加資格確認申請書の受付	令和7年1月15日～1月17日
参加資格確認審査結果の通知	1月31日まで
現地確認	2月5日～2月19日
再質問及び追加質問の受付	2月5日～3月6日
再質問及び追加質問への回答	3月27日まで随時
提案審査書類の受付	4月11日～4月18日
プレゼンテーション及びヒアリング、審査	5月初旬～
優先交渉事業者選定、通知	7月初旬
優先交渉事業者との基本協定締結	7月中旬
詳細協議	7月初旬～9月下旬
受託事業者との委託契約の締結	9月下旬
引継ぎ業務の実施（期間は、右記の間で、市と受託事業者が協議のうえ決定する。）	令和7年11月1日～ 令和8年3月31日
事業開始	令和8年4月1日0時

(注) 上記は予定であり、状況等により日程を変更する場合がある。

## 3 参加手続き

応募企業は、以下の手続きに従うものとする。

### (1) 募集要項等資料の公表

募集要項等資料は、要求水準書添付資料1～4を除き、「市ホームページ」で公表する。

### (2) 参考資料の配布

本事業の受注を希望する企業を対象に、要求水準書添付資料1～4をファイル交換サービスにて送信するので、令和6年11月18日までに、件名を「包括的民間委託事業資料送信希望」として、企業名、担当者氏名、及び送信先メールアドレスを明記のうえ、市上下水道部経営管理課までメール

(keieikanri@city.joyo.lg.jp)で請求すること。連絡があった日から3日以内に送信する予定である。

なお、本事業の事業者選定に係る説明会は開催しない。

### (3) 質問の受付及び回答

本事業への申込みを検討している企業であって、本事業の募集に関し質問がある場合には、令和6年1月8日から1月22日午後5時までに、質問票【様式C-1】によりメール（keieikanri@city.joyo.lg.jp）で受け付ける（その他の方法による質問は受け付けない）。質問の回答は、令和6年12月27日までに随時、原則として個別に回答する。なお、参加を検討しているすべての企業に知らせるべき項目については、質問者名を伏せた上で、令和6年12月27日までに随時、市ホームページで公表する。

なお、再質問及び追加質問を、現地確認後の令和7年2月5日～3月6日までの間に受け付けるので、再質問等がある場合は、その際に行うものとする。

### (4) 参加資格確認申請書

参加表明にあたり、参加資格確認申請書を次のとおり各1部提出すること。

#### ア 提出書類及び添付書類

- (ア) 参加表明書【様式A-1】
- (イ) 代表企業及び構成企業一覧【様式A-2】
- (ロ) 参加資格確認申請書兼誓約書【様式A-3】
- (エ) 現地確認希望調書【様式A-4】（希望する場合）
- (オ) 会社概要（会社案内で可、最新のもの、代表企業及び構成企業全社）
- (カ) 登記事項証明書【履歴事項全部証明書】（発行年月日が3カ月以内のもの、代表企業及び構成企業全社）
- (キ) 財務諸表関係書【損益計算書、貸借対照表】（直近決算のもの、代表企業及び構成企業全社）

#### イ 提出日

令和7年1月15日午前9時から1月17日午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く）

#### ウ 提出方法

イの期間中にエまで、持参又は郵送等（配達履歴等が確認できる手段により、提出期間内に必着すること）

#### エ 連絡先及び提出場所

京都府城陽市上下水道部経営管理課  
〒610-0101 京都府城陽市平川広田 67 番地  
電話 0774-52-4801  
E-Mail keieikanri@city.joyo.lg.jp

### (5) 参加資格確認審査結果の通知

参加資格確認審査の結果は、市から応募企業に対して、令和7年1月31日までにメールにより参加資格確認審査結果通知書を送信する。

参加資格を有していないと認められた参加資格確認申請者に対しては、その理由についても付記する。疑義が生じた場合は、代表企業が次のとおり書面に

より請求することができる。

ア 請求期限：参加資格確認審査結果通知に記載

イ 請求場所：「(4) エ 連絡先及び提出場所」と同じ

ウ 請求方法：苦情申立書【自由様式】を持参又は郵送等（配達履歴等が確認できる手段による。）により届けること。

エ 回答時期：請求期限の翌日から5日以内（閉庁日を含まない。）に請求者に対し、書面（メール）により回答する。

## (6) 現地確認

参加資格確認審査を通過した者（以下「参加企業」という。）は、要求水準書添付資料2に記載する施設を、1日を上限に最大でOM業務2班、CS業務1班（各班5名以内）体制で確認することができる。希望する場合は【様式A-4】を提出するものとする。なお、一部施設は確認できない場合があるので、日程及び施設は、市が指定する。

## (7) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式A-5】を令和7年3月6日までに提出すること。なお、郵送等による場合は、必ず配達履歴等が確認できる手段によることとし、令和7年3月6日までに必着すること。

## (8) 提案審査書類の提出

参加企業は、提案審査書類を次のとおり提出すること。

なお、提出書類の作成については、別冊1「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業審査書類作成要領」及び別冊2「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業様式集」に従うこと。

ア 提出書類

(ア) 業務提案書

- ・提案提出書【様式B-1】
- ・提案内容及び要求水準に関する誓約書【様式B-2】
- ・業務提案書（表紙）【様式B-3】
- ・業務提案書【様式B-4】

別冊1「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業審査書類作成要領」3(2)オ(ア)で示す評価項目について、指定した枚数以内で簡潔にまとめ記入すること。

(イ) 価格提案書【様式B-5】

総額のみを提案とする。

なお、優先交渉事業者選定後、優先交渉事業者は速やかに内訳書【様式B-6】を提出しなければならない。

イ 提出日

令和7年4月11日午前9時～令和7年4月18日午後5時の間（ただ

し、正午から午後1時までの時間を除く。)

ウ 提出方法

イの期間中にエまで、持参又は郵送等（配達履歴等が確認できる手段により、提出期間内に必着すること。）

なお、業務提案書及び価格提案書については、1応募グループにつき1提案に限る。

エ 連絡先及び提出場所

京都府城陽市上下水道部経営管理課  
〒610-0101 京都府城陽市平川広田 67 番地  
電話 0774-52-4801  
E-Mail keieikanri@city.joyo.lg.jp

#### 4 事業計画額の積算

##### (1) 価格提案における見積上限額

市の設定する見積上限額は次のとおり。

見積上限額（10年間合計）

4, 231, 860, 000円（消費税及び地方消費税抜き）

##### (2) 見積もりにあたっての留意事項

ア 見積もりにあたっては、消費税及び地方消費税抜きで積算すること。

イ 令和6年12月現在の、人件費及び物価の水準をベースに見積もること。

ウ 電気料金、上下水道料金、上下水道料金管理システム・地理情報システム保守費については市からの直接支払いとするので含めない。

また、上下水道庁舎使用料（事務所、更衣室等）、駐車場使用料（業務用）は徴収しない。

なお、受託業務に係る通信運搬費（電話料金、郵便料金、その他通信費）、その他貸与品にない備品や消耗品費等については、受託事業者の負担とするので見込むこと。

エ 修繕費関係

修繕の範囲は、別紙3「修繕費用の取扱い」のとおりとする。

修繕費については、水道施設5,000千円/年（税抜き）、下水道施設5,000千円/年（税抜き）を定額で、令和8年度から17年度まで事業費として見込むこと。

なお、修繕費については、修繕に要した費用の全額を精算項目とする。

オ 薬品費

薬品費については、15,000千円/年（税抜き）を定額で、令和8年度から17年度まで事業費として見込むこと。

なお、薬品費については、薬品の調達に要した費用の全額（但し、単価に

については、市の承認を受けたものであること。)を精算項目とする。

#### カ 人件費及び物価の変動への対応

人件費及び物価の変動については、別紙4「物価等の変動に伴う委託費の変更」により協議を行い、決定した額により、年度内に精算することとしているが、価格提案時には見込まないこと。

## 5 優先交渉事業者選定手続き

優先交渉事業者選定手続きは、次のとおりとする。

### (1) 選定方式及び提案審査の方法

本事業は、民間企業の経験や技術力等を総合的に活用する必要があるため、優先交渉事業者の選定については、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、公募型プロポーザル方式により行うこととし、専門的知見から意見を聴取するための、学識経験者1名、専門家2名、城陽市公営企業職員1名を委員とする「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託優先交渉事業者選定審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

審査会委員は、提案審査書類の書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングを通じて、別冊3「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業提案審査基準」に基づき評価を行う。

市は、審査会委員の評価を踏まえ優先交渉事業者を選定する。

なお、審査会委員の氏名等は事業者の選定に影響を与えないよう、優先交渉事業者の公表までの間は非公表とする。

### (2) 選定結果の通知および公表

優先交渉事業者の選定結果は、令和7年7月初旬頃に参加企業に通知する。

なお、選定後、ホームページにおいて、優先交渉事業者名及び得点を公表する。なお、次点位以下は匿名化する。また、電話等による問い合わせには応じない。

### (3) その他留意点

ア 参加企業の審査会でのプレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、8人を上限とする。

イ 提案審査書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 公募に関して提出された提案審査書類は、参加企業へ返却しない。

エ 提出された提案審査書類は、本プロポーザルにおける優先交渉事業者の選定以外の目的では使用しない。なお、公文書公開請求があった場合は、城陽市情報公開条例に基づき取り扱うこととし、参加企業の同意があった情報を除き開示しない。

オ 提出された提案審査書類の著作権は参加企業に帰属するが、公表等、市が必要と認めるときは、参加企業の詳細を得たうえで、市はこれを使用できるものとする。

カ 提案審査書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加企業が負う。

## 第3章 契約の締結

### 1 契約等の締結

#### (1) 基本協定及び契約の締結

市と優先交渉事業者は、「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業基本協定」を締結し、協議を経て、「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業契約」を締結する。

#### (2) 次点者との契約交渉

市は、優先交渉事業者と契約を締結できない場合において、次点者と契約交渉を行うことができるものとする。

## 別紙1 リスクの負担区分

分類	リスクの内容	負担区分	
		市	受託事業者
画 想 ・ 計 画 リ ス ク	包括的民間委託事業の実施に関連する条例や予算措置の変更・中断・中止・遅延に関するもの	○	
	国や府の政策変更による事業の変更・中断・中止・遅延等に関するもの	○	
処 理 廃 棄 物	業務の実施に伴い「受託事業者が排出事業者」となる廃棄物の運搬・処分に関するもの		○
	事業の実施に伴い市が排出した廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	
等 の リ ス ク そ の 他 法 制 度	市の事業履行上で直接関係するもの	○	
	受託事業者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法等）		○
リ ス ク 許 認 可	市に対する行政指導に伴うコスト増に関するもの	○	
	市が取得する許認可の遅延に関するもの	○	
	受託事業者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
更 リ ス ク 税 制 度 変	事業に影響を及ぼす新たな税の導入や税制の変更（消費税等）に関するもので市のコスト増に関するもの	○	
環 境 悪 化 リ ス ク	市が計画した工事で、工事実施の結果として発生する環境変化に関するもの	○	
	引継ぎ完了後の事業期間での業務による環境の悪化（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、光、臭気、電波障害、日照障害など）に関するもので受託者の責によらないもの	○	
	引継ぎ完了後の事業期間での業務による環境の悪化（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、光、臭気、電波障害、日照障害など）に関するもので受託者の責によるもの		○
	受託事業者の責により環境悪化を招いた場合		○
償 リ ス ク 第 三 者 賠	住民訴訟（断水、赤水、水質悪化に伴う訴訟）	○	
	受託事業者の責により生ずる損害に関するもの		○
応 募 リ ス ク	募集要項の内容の誤りや変更等に関するもの	○	
	業務範囲の縮小、拡充等に関するもの	○	
	事業への参加意思を表明して提案を行うコストに関するもの		○

分類	リスクの内容	負担区分		
		市	受託事業者	
リスク 契約締結	受託事業者の責による契約締結不能、契約の延期に関するもの		○	
	市の責による契約の締結不能、契約の延期に関するもの	○		
お客さま対応リスク	水道料金、下水道使用料改定に関する議会等への説明・周知に関するもの	○		
	包括的民間委託事業として実施することに関する住民の反対運動、訴訟に関するもの	○		
	お客さまからの住民監査請求、訴訟提起等に関するもの	○		
	上記以外で、包括的民間委託の業務範囲に属するもの		○	
トリスク デフォルト	市のデフォルト（支払遅延、停止等）に関するもの	○		
	受託事業者のデフォルト（事業放棄、破綻、契約違反、債務不履行によるもの）に関するもの		○	
への業務移管時 施設リスク (受託事業者)	業務引継ぎ前の施設管理不備によるもので、市が受託事業者に提示していなかった事象を原因とするものに関するもの	○		
	業務遂行方法を変更したことに起因するもの		○	
	包括的民間委託開始に際しての施設の確認に関するもの	1年目	○	
		2年目以降		○
	市が必要と認めた事業引継ぎに伴う人件費等の費用負担	○		
リスク 原水	取水される原水の量及び水質が水道水として供する水準を保てなくなるに関するもの	○		
	上記以外の事象で受託事業者の運営管理義務の不履行に関するもの		○	
要求水準不適合リスク	既存の施設及び設備の機能性能不足（計画、設計不適、既存施設設備の欠陥）に関するもの	○		
	各種管理・運用計画の不備、施設・設備の不適合に関するもので受託者の責によらないもの	○		
	各種管理・運用計画の不備、施設・設備の不適合に関するもので受託者の責によるもの		○	
	受託事業者が作成し、市が承認したにマニュアルに不備があったことに起因するもの	○		
	受託事業者の責による要求性能不適合（使用薬品不良を含む）に関するもの		○	
リスク 工事遅延	受託事業者が実施する修繕請負等の業務発注に関するもの		○	
	受託事業者が実施する修繕請負等の監理に関するもの		○	
	受託事業者が修繕を発注・検収終了後に当該設備等を市へ引き渡すまでの間の費用に関するもの		○	

分類	リスクの内容	負担区分	
		市	受託事業者
発生リスク 計画外工事	受託事業者に責のない原因による修繕費の増大に関するもの	○	
	工事発生の理由が受託事業者の責による場合		○
リスク システム運営	「上下水道料金管理システム」や「地理情報システム」など市が運営管理するシステムの障害に関するもの	○	
	前掲システムの操作で受託事業者の責によりお客さまや施設に与えた危害や損害に関するもの		○
	市の情報セキュリティ対策の不備等に起因する損害	○	
	受託事業者の情報セキュリティ対策の不備等に起因する損害		○
損害リスク 緊急時・非常時の	緊急・非常事態発生時で市の指揮命令下での受託事業者の損害に関するもの（受託事業者に瑕疵もしくは過失等があった場合を除く）	○	
	伝染病の発生に伴い法令や行政からの指示で業務運営が行えなくなったとき、あるいは新たな業務が必要になったことによる負担の増大に関するもの	○	
	自己水の水量不足や府営水の給水制限・給水停止による損害に関するもの	○	
	水質事故の発生時に受託事業者が要求水準書等に基づき適切に対処しても生じた損害に関するもの	○	
リスク 経費上昇	委託期間中の物価等の変動に関するもの	別紙4による協議	
費用の増大リスク 緊急事態に係る	要求水準未達など、受託事業者の責めにより生じた緊急対応費の増大		○
	受託事業者の役割分担範囲内での緊急対応費の増大		○
	不可抗力・災害事故等による緊急対応費の増大	○	
の業務移管時 施設リスク（市へ	受注した施設で業務引継ぎ前の施設管理不備・整備不良によるもの（受託事業者の施設管理不備によるもの）	1年目	○
		2年目以降	○
	事業引継ぎに伴う費用負担に関するもの		協議
その他のリスク		協議	

## 別紙2 非常事態等発生時における役割分担

(参考例であり、実際の発生時には実態に合わせて役割分担を決定する)

種別	内容	役割分担	
		市	受託事業者
震度5弱以上の地震	緊急出動による待機	○	○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	各施設の巡回点検の対応、臨機の措置、市への連絡		○
	市の指示による対応の実施		○
満の地震 震度5弱未満	各施設の巡回点検の対応、臨機の措置、市への連絡		○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	市の指示による対応の実施		○
（施設の浸水被害が想定される場合） 大雨洪水警報の発令	緊急出動による待機	○	○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	市の指示による対応の実施		○
意報の発令 大雨洪水注	状況監視、運転操作による対応、措置、市への連絡		○
の発令 暴風警報	緊急出動による待機	△(※)	○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	市の指示による対応の実施		○
報の発令 強風注意	状況監視、運転操作による対応、措置、市への連絡		○
大雪警報	緊急出動による待機	△(※)	○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	市の指示による対応の実施		○
注意報 大雪	状況監視、運転操作による対応、措置、市への連絡		○
基準の範囲を超える恐れがあるとき 配水水質の異常（水道法の水質	原因の分析、関連機器の操作、市への連絡		○
	取水・配水停止の判断	○	
	取水・配水停止解除の判断	○	
	通常運転への復旧操作の実施		○

種別	内容	役割分担	
		市	受託事業者
漏水事故 対象施設の	原因箇所の特定、市への連絡		○
	取水・配水停止の判断	○	
	関連機器の操作、原因調査、措置		○
	取水・配水停止の解除の判断	○	
	通常運転への復旧操作の実施		○
者災害を含む 労働災害(第三)	病院への搬送等又は手配	△(※)	○
	市及び関係機関への連絡、原因分析		○
	受託事業者の責めによるもの		○
	受託事業者の責めによらないもの	○	
停電	原因調査、市及び関係機関への連絡		○
	対応判断	○	
	市の指示による関連機器の操作、機能回復の実施		○
	自家用発電機の運転、負荷切替操作		○
	復電時の通常状態復旧操作		○
火災	初期消火、市及び関係機関への連絡、避難行動		○
	受託事業者の責めによるときの復旧		○
	受託事業者の責めによらないときの復旧	○	
事故 設備破損	原因箇所の特定、市及び関係機関への連絡		○
	市の指示による関連機器の操作、措置		○
	受託事業者の責めによるときの機能回復の実施		○
	受託事業者の責めによらないときの機能回復の実施	○	
非常時の対応 その他の緊急・	状況の確認、市への連絡		○
	原因調査、関連機器の操作、措置		○
	取水・配水停止の判断、断水の判断、マンホールポンプの停止の判断	○	
	取水・配水開始の判断、断水の解除の判断、マンホールポンプの運転の判断	○	
	通常運転への復旧操作の実施		○

「△※」：協力して対応する。

### 別紙3 修繕費用の取扱い

1件当たりの修繕費用（税抜き）	対 応 主 体	精算の考え方
130万円以上	・協議によるが基本的に4条支出として市が対応する。（※）	受託事業者対応分につき、毎年度末に全件精算する
10万円以上 130万円未満	・協議によるが基本的に3条支出として受託事業者が対応する。（※） ・執行にあたり、市の事前承認を要する。	
10万円未満	・基本的に3条支出として受託事業者が対応する。 ・執行にあたり、市の事前承認は不要。	

※ 10万円以上の修繕は3条と4条が混在することから、内容により対応主体は双方協議して決定する。

なお、緊急修繕を要する場合は、上表によらないことがある（費用の負担区分は上表のとおり）。

## 別紙４ 物価等の変動に伴う委託費の変更

### 1. 契約期間中の委託費の構成

契約期間中の委託費は、以下の各費目で構成する。

- (1) 人件費
- (2) 物件費（物価スライドの対象とするもの）
  - ア 計画点検業務費（要求水準書第２章１－１（３）ウ関係）
  - イ 検満・故障量水器取替業務費（要求水準書第２章１－３（７）関係）
  - ウ 下水道施設更新計画原案作成業務費（要求水準書第２章１－６（１）関係）
  - エ 再委託業務費
- (3) 物件費（個別精算の対象とするもの）
  - ア 薬品費（但し、単価については、市の承認を受けたものであること。）
  - イ 修繕費
- (4) その他の物件費

### 2. 賃金水準の変動に伴う人件費の変更

#### (1) 採用する指標

厚生労働省が公表する「毎月勤労統計調査」の結果確報のうち、「第１表 月間現金給与額 < 事業所規模 30人以上 > 一般労働者」の「きまって支給する給与」額を指標値とする。

#### (2) 変動の判定

令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均と、令和N-1年1月から令和N-1年12月までの指標値の平均を比較し、変動が±1%以上認められる場合、又は令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均と、直近の改定に用いた指標値の平均を比較し、変動が±1.5%以上と認められる場合。

但し、初回の改定にあたっては、令和6年1月から12月までの指標値の平均と、令和N年1月から令和N年12月までの指標値の平均を比較し、変動が±1.5%以上と認められる場合。

#### (3) 精算時期及び改定方法

毎年度、提出された内訳書の人件費について（1）の指数の変動率の状況を確認、協議を行い、決定した額により、年度内に精算する。

### 3. 物価変動に伴う物件費の変更

#### (1) 対象となる物件費

対象となる物件費は1.（2）ア～エとする。

#### (2) 採用する指標

日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数」のうち、企業向けサービス価格指数

（〔消費税を除く基本分類指数〕総平均）を指標値とする。

(3) 変動の判定

令和N年1月から令和N年12月までの指数の平均と、令和N-1年1月から令和N-1年12月までの指数の平均とを比較し、変動が±1%以上認められる場合、又は令和N年1月から令和N年12月までの指数の平均と、直近の改定前1年間の指数の平均とを比較し、変動が±1.5%以上と認められる場合。

但し、初回の改定にあたっては、令和6年1月から12月までの指数の平均と、令和N年1月から令和N年12月までの指数の平均とを比較し、変動が±1.5%以上と認められる場合。

(4) 精算時期及び改定方法

毎年度、提出された内訳書の(1)対象となる物件費について、(2)の指数の変動率の状況を確認、協議を行い、決定した額により、年度内に精算する。